

（仮称）横濱ゲートタワープロジェクト

第2分類事業判定届出書 添付資料

に関する補足資料

1. 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域かどうかについて
2. 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動について
3. 工事用車両ルートとみなとみらい本町小学校の通学ルートの関係について
4. 関連車両の主な走行ルートについて

平成 30 年 10 月 31 日

鹿 島 建 設 株 式 会 社
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社
三井住友海上火災保険株式会社

1. 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域かどうかについて

指摘、質問事項の主旨

- ・判定届出書添付資料の内容は、定性的な説明であるため、定量的な根拠を示すこと。

計画段階事業者の見解

該当箇所については、下記の通り説明を補足します。

●判定届出書添付資料 p.23 での記述予定内容（下線部が加筆内容）

表 3.1-1(1)の項目の「ア」に対する計画区域の現状

みなとみらい 21 中央地区は、主に「旧水面の埋立地」に該当し、高低差はほとんどありません（p.26 参照）。

計画区域周辺の気象状況として、北約 1.6km に位置する神奈川区総合庁舎測定局（一般環境大気測定局、測定高さ地上約 30m）における平成 29 年度の測定結果によると、補足表 1-1、補足図 1-1 に示すとおり、南北方向の出現頻度が高く、静穏率（風速 0.4m/s 以下）は 4.3%となっています。横浜市内のその他の測定局においても、同様に南北方向の風向の出現頻度が高く、静穏率は 0.9～6.4%で概ね同等であることから、計画区域周辺は、横浜市内の一般的な気象の状況を示していると考えます。また、風環境シミュレーションで用いた同測定局の平成 20 年 1 月から平成 29 年 12 月までの 10 年間の平均風速の出現頻度では、静穏率（風速 0.4m/s 以下）は 3.6%でした。

また、みなとみらい 21 中央地区内の道路は、土地区画整理事業により、十分な幅員を確保して計画的に整備されているほか、各建築敷地は広い上に積極的に公開空地を設けているため、隣棟間隔が十分確保されていることから、風が流れやすく、大気汚染物質は滞留しにくいと考えます。

なお、本事業では、災害時などの非常時を除き、みなとみらい 21 中央地区で採用されている地域冷暖房（p.27～28 参照）を使用する計画であり、計画建築物から直接排ガスや排熱が発生しません。また、計画建築物の供用後に想定される施設利用台数は、510 台/日（事務所・店舗、賑わい施設の関連車両）であり、計画区域西側地上部の国道 1 号の断面交通量 58,521 台/12h^{資料}、高架部の高速神奈川 1 号横羽線の断面交通量 43,965 台/12h^{資料}、計画区域東側の市道栄本町線 7188 号線の断面交通量 23,508 台/12h^{資料}と比較すると僅かです。

これらのことから、計画建築物の設備の稼働や施設利用車両の走行による地域の大気環境への付加は少ないと考えます。

さらに、計画建築物から排出される下水は公共下水道へ放流する計画であるため、公共用水域への影響もないと考えます。

資料「平成 27 年度道路交通センサス箇所別基本表」（国土交通省）の昼間（7-19 時）12 時間の断面交通量

補足表 1-1 横浜市の一般環境大気測定局の年間の風向別出現頻度（平成 29 年度）

単位：％

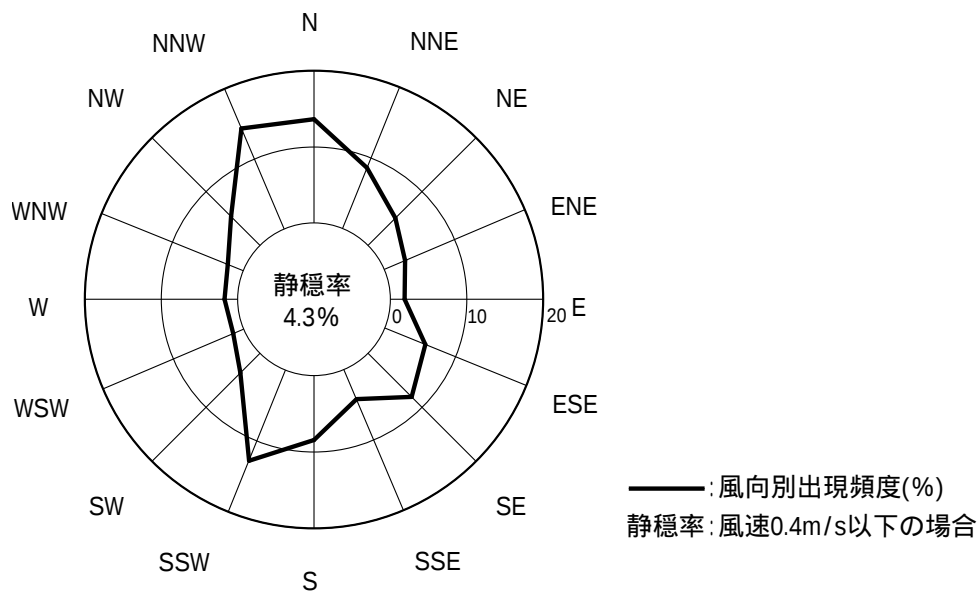
測定局名	16 方位別の割合（NNE～N）																静穏
	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	
鶴見区潮田交流プラザ	6.3	2.5	2.2	4.5	4.4	11.7	4.3	8.7	6.5	2.1	1.3	2.2	4.2	19.3	11.9	8.0	0.9
神奈川区総合庁舎	8.6	5.1	3.0	1.9	5.7	8.1	4.2	8.4	12.8	3.6	1.5	1.7	2.2	5.4	14.3	13.6	4.3
港北区総合庁舎	9.6	7.6	7.3	4.5	3.0	4.7	4.9	5.2	9.6	8.5	3.6	2.7	3.5	8.2	10.1	6.8	2.8
磯子区総合庁舎	11.0	6.9	4.5	5.6	8.1	5.2	0.7	0.9	6.4	18.9	7.3	0.9	1.1	2.7	6.2	13.7	1.8
保土ヶ谷区桜丘高校	11.0	6.1	5.0	3.6	4.3	2.5	2.3	2.5	6.7	16.5	7.0	2.2	1.3	2.5	8.2	18.4	1.6
西区平沼小学校	1.8	3.9	11.5	8.4	3.0	1.6	1.4	2.1	6.3	16.4	5.9	2.8	5.5	12.3	14.7	2.5	4.1
金沢区長浜	7.5	14.9	8.6	4.3	2.4	1.5	2.1	6.8	16.6	6.3	2.2	2.0	2.2	4.7	8.1	9.8	0.9
鶴見区生麦小学校	8.0	6.9	3.7	3.9	3.1	5.3	3.2	7.2	11.0	8.0	2.3	2.4	2.2	3.3	15.0	14.5	3.0
中区本牧	8.3	8.0	11.0	3.3	1.3	3.1	4.0	5.2	5.2	15.3	5.1	1.5	1.4	2.3	8.0	17.0	6.4
戸塚区汲沢小学校	15.9	7.3	3.8	4.9	4.6	2.4	5.0	12.9	10.1	7.0	2.7	0.5	0.6	1.5	3.5	17.4	2.8
港南区野庭中学校	8.2	6.1	4.5	6.7	4.1	2.8	6.8	13.7	7.2	4.2	2.6	2.0	2.6	4.9	13.3	10.0	2.9
旭区鶴ヶ峰小学校	11.0	6.9	4.8	3.4	3.5	3.4	4.8	14.6	10.0	4.0	1.5	1.3	2.5	2.5	5.1	20.6	3.0
瀬谷区南瀬谷小学校	10.2	6.3	4.4	4.3	5.8	3.8	6.7	12.1	7.0	3.8	2.0	1.2	1.0	2.5	9.0	19.9	4.5
南区横浜商業高校	6.9	4.0	3.2	3.3	4.7	3.3	3.6	8.9	12.8	7.2	2.6	2.0	1.8	3.1	10.6	21.8	6.1
栄区上郷小学校	7.8	6.3	5.3	4.0	3.0	2.3	3.4	13.1	14.1	5.0	2.0	0.7	0.8	2.6	14.6	14.8	4.0
緑区三保小学校	6.1	4.0	3.0	2.9	2.7	3.6	2.7	6.7	21.2	3.5	1.1	1.6	4.2	9.6	15.4	11.8	4.8
青葉区総合庁舎	9.8	4.6	3.4	4.4	1.9	2.7	5.9	12.3	9.7	3.6	0.9	1.2	3.3	7.4	10.5	18.3	4.7
都筑区総合庁舎	7.8	3.9	4.4	4.4	3.7	3.3	3.9	10.0	11.2	4.5	1.8	2.0	2.4	5.7	15.5	15.4	1.2
泉区総合庁舎	11.9	6.8	3.9	3.2	2.5	2.2	3.9	20.7	8.3	2.9	1.0	0.9	1.2	1.3	8.5	20.9	3.7

注 1) 網掛けは、計画区域周辺の立地条件に類似し、かつ最も近い測定局を示します。

注 2) N とは、N（北）の方向から吹いてきた風と示します。

注 3) 静穏（0.4m/s 以下の場合）は、静穏を含む全測定時間数に対する割合を示します。

注 4) 風向別頻度（NNE～N）は、全測定時間数から静穏の時間数を差し引いた時間数に対する割合を示します。



補足図 1-1 神奈川区総合庁舎測定局の年間の風向別出現頻度（平成 29 年度）

2. 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動について

指摘、質問事項の主旨

- ・ 工事中的のみならず本町小学校に対する騒音・振動の影響はないのか。

計画段階事業者の見解

現在、施工業者は未定であり、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測を行うために必要な予測条件（月別の建設機械の稼働種類、台数、騒音・振動が最大と想定される時期の算出、建設機械の配置の設定等）の整理は困難です。

そこで、同規模の建設工事を実施した場合として、横浜市と東京都で近年に環境影響評価が実施された、補足表 2-1 に示す同種規模の事例から、騒音・振動に関する予測結果等を整理し、本事業における敷地境界付近での建設作業騒音（ L_5 ）及び建設作業振動（ L_{10} ）を想定しました。

その一覧は補足表 2-2(1)～(2)に示すとおりであり、各事例では、建設作業騒音は概ね 70dB 台、建設作業振動は 60dB 後半から 70dB 前半の値が予測されていることから、本事業においても敷地境界で同等の値を想定しています。

補足表 2-1 類似事例の事業概要

	対象事業の種類	建築物の高さ	延べ面積
横浜市事例 1	高層建築物の建設 (第 1 分類事業)	約 180m (地上 44 階)	約 80,000 m ²
横浜市事例 2	高層建築物の建設 (第 1 分類事業)	約 145m (地上 37 階)	約 65,700 m ²
東京都事例 1	高層建築物の建設	約 210m (地上 39 階)	約 201,000 m ²
東京都事例 2	高層建築物の建設	約 160m (地上 31 階)	約 55,000 m ²
本事業	高層建築物の建設 (第 2 分類事業)	約 114m (地上 21 階)	約 86,000 m ²

補足表 2-2(1) 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの結果

	予測時点の主な工種	敷地境界付近の 最大値（ L_5 ）	敷地境界付近で実施された 調査の結果（ L_5 ）
横浜市事例 1	山留工事、土工事	75.6dB	—
横浜市事例 2	掘削工事、基礎躯体工事	76.1dB	73.0dB 【事後調査】
東京都事例 1	地下躯体工事	78.0dB	72dB 【事後調査】
東京都事例 2	山留工事、土工事、 地下躯体工事	72.0～75.0dB	74.4～77.6dB 【事後調査】

補足表 2-2(2) 建設機械の稼働に伴う振動レベルの結果

	予測時点の主な工種	敷地境界付近の 最大値（ L_{10} ）	敷地境界付近で実施された 調査の結果（ L_{10} ）
横浜市事例 1	山留工事、土工事	72.5dB	—
横浜市事例 2	掘削工事、基礎躯体工事	73.9dB	38.7dB 【事後調査】
東京都事例 1	地下躯体工事	68.0dB	54.0dB 【事後調査】
東京都事例 2	山留工事、土工事、 地下躯体工事	36.0～68.0dB	34.0～45.6dB 【事後調査】

なお、本計画建築物の施工にあたって必要となる作業は、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当する作業を含みます。計画区域は商業地域に指定されていることから、補足表 2-3 及び補足表 2-4 ではそれぞれ第 1 号区域が該当します。敷地境界において騒音は 85dB 以下、振動は 75dB 以下の規制を受けることになります。

補足表 2-3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る）を使用する作業 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）を使用する作業 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）を使用する作業
基準値	85dB 以下
作業時間	①：19 時～7 時の時間内でないこと ②：22 時～6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	①：10 時間/日を超えないこと ②：14 時間/日を超えないこと
作業日数	連続 6 日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと
・騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとします。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとします。 ・騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりです。 (1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とします。 (2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ことの指示値の最大値の平均値とします。 (3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とします。 (4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合には、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とします。	

注 1) ①…第 1 号区域

- ・住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
- ・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80m までの区域
 (ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院及び診療所等、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホーム、
 (カ)幼保連携型認定こども園

②…第 2 号区域

- ・工業地域のうち第 1 号区域以外の区域

注 2) 建設作業騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1 日における作業時間を第 1 号区域においては 10 時間未満 4 時間以上、第 2 号区域においては 14 時間未満 4 時間以上の間において短縮させることが出来ます。（昭和 43 年、建設省・厚生省告示第 1 号）

注 3) 表内 6、7、8 の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」（平成 9 年、環境省告示第 54 号）を指します。

補足表 2-4 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打くい抜機を除く）、くい抜機（油圧しきくい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る） 4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る）																							
基準値	75dB 以下																							
作業時間	①：19 時～7 時の時間内でないこと ②：22 時～6 時の時間内でないこと																							
1 日あたりの作業時間	①：10 時間/日を超えないこと ②：14 時間/日を超えないこと																							
作業日数	連続 6 日を超えないこと																							
作業日	日曜日その他の休日でないこと																							
・振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとします。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとします。																								
・振動の測定方法は、次のとおりです。																								
1 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりです。																								
(1)障害物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所																								
(2)傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所																								
(3)温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所																								
2 振動の影響の補正は、次のとおりです。																								
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいいます。）の指示値の差が 10dB 未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとします。																								
<table><tr><td>指示値の差</td><td>3dB</td><td>4dB</td><td>5dB</td><td>6dB</td><td>7dB</td><td>8dB</td><td>9dB</td></tr><tr><td>補正値</td><td>3dB</td><td>2dB</td><td colspan="5">1dB</td></tr></table>									指示値の差	3dB	4dB	5dB	6dB	7dB	8dB	9dB	補正値	3dB	2dB	1dB				
指示値の差	3dB	4dB	5dB	6dB	7dB	8dB	9dB																	
補正値	3dB	2dB	1dB																					
・振動レベルの決定は、次のとおりです。																								
(1)測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とします。																								
(2)測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とします。																								
(3)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とします。																								

注 1) ①…第 1 号区域

- ・住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
- ・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80m までの区域
 - (7)学校、(イ)保育所、(ウ)病院及び診療所等、(エ)図書館、(カ)特別養護老人ホーム、
 - (キ)幼保連携型認定こども園

②…第 2 号区域

- ・工業地域のうち第 1 号区域以外の区域

注 2) 建設作業振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1 日におけ
る作業時間を第 1 号区域においては 10 時間未満 4 時間以上、第 2 号区域においては 14 時間未満
4 時間以上の間において短縮させることが出来ます。

これら類似事例の予測結果等や法令の内容を踏まえ、本事業では、計画区域周辺の騒音・振動による影響を低減するために、判定届出書添付資料に示したとおり、以下の配慮を実施していきます。

- ・安全に配慮した工法や、建設機械・工事用車両の集中を回避した工程等を検討するとともに、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき、標識の設置や近隣住民等への説明など、情報の提供に努めます。
- ・工事の実施にあたっては、仮囲いを設置して、車両出入口に必要な応じて交通誘導員を配置します。
- ・排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を極力採用する計画とします。
- ・周辺の交通混雑の状況を勘案して、工事用車両の走行時間や台数を調整する計画とします。また、構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。
- ・工事関係者に対しては、建設機械のアイドリングストップ、高負荷運転の防止、低速走行の実施、工事用車両の規制速度の遵守、過積載・急発進・急加速の禁止等に関する教育・指導を徹底していきます。
- ・建設機械及び工事用車両が正常に稼働、走行できるように整備・点検を徹底する計画とします。

また、上記に加え、以下の点についても計画区域周辺の騒音・振動による影響を低減するための環境配慮事項として実施していきます。

- ・躯体工事期間はコンクリートポンプ車等、騒音・振動の大きい建設機械を小学校側からなるべく離して配置します。
- ・高層棟の躯体工事期間は大きな建設機械を極力校舎から離して配置し、小学校への影響を低減するように配慮します。
- ・工事中は騒音・振動の計測監視を実施し、必要な応じて建設機械の配置の見直しを行う等、小学校側への騒音・振動の低減を図ります。

3. 工事用車両ルートとみなとみらい本町小学校の通学ルートの関係について

指摘、質問事項の主旨

工事用車両ルートとみなとみらい本町小学校の通学ルートの関係について、以下の点について確認したい。

①工事用車両走行ルートについて（計画区域周辺や、国道 1 号・市道栄本町線 7188 号線等を走行する搬入・搬出ルート）

すずかけ通り西交差点を高島台 288 号線から栄本町線 7188 号線に入る左折するルートは避けられないか。

②みなとみらい本町小学校の通学ルートの提示

計画段階事業者の見解

について

現在、施工業者は未定ですが、教育委員会やみなとみらい本町小学校との協議内容を踏まえ、事業者として考える工事用車両ルートは補足図 3-1 に示すとおりです。

工事用車両は多方面からの資材搬入・搬出を予定していますが、すずかけ通り西交差点を右・左折させないルートを施工業者に指示し、厳守させていただきます。

また、本事業では、工事用車両の走行に伴う影響の低減や計画区域周辺での安全確保のために、判定届出書添付資料に示したとおり、以下の配慮を実施していきます。

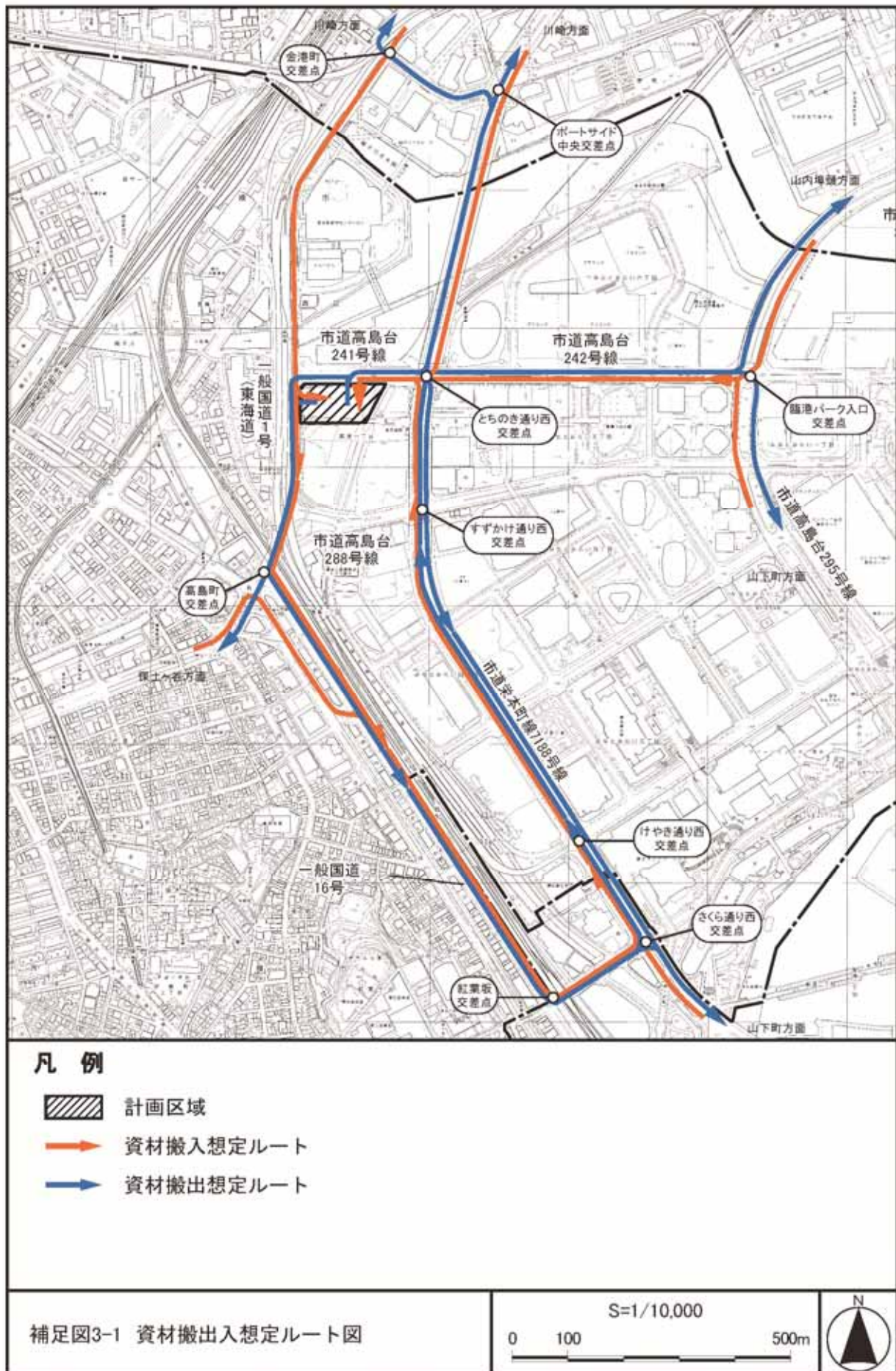
- ・安全に配慮した工法や、建設機械・工事用車両の集中を回避した工程等を検討するとともに、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき、標識の設置や近隣住民等への説明など、情報の提供に努めます。隣接するみなとみらい本町小学校に対しては、工事中の児童の登下校には特に注意していきます。
- ・工事の実施にあたっては、仮囲いを設置して、車両出入口に必要な応じて交通誘導員を配置し、歩行者や一般通行車両の安全に配慮する計画とします。また、必要な応じて仮設歩道を設け、安全で円滑な歩行空間を確保する計画とします。
- ・周辺の交通混雑の状況を勘案して、工事用車両の走行時間や台数を調整する計画とします。また、構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。
- ・工事関係者に対しては、建設機械のアイドリングストップ、高負荷運転の防止、低速走行の実施、工事用車両の規制速度の遵守、過積載・急発進・急加速の禁止等に関する教育・指導を徹底していきます。
- ・建設機械及び工事用車両が正常に稼働、走行できるように整備・点検を徹底する計画とします。

について

みなとみらい本町小学校へのヒアリングによる指定通学路の状況は補足図 3-2 に示すとおりです。

平成 30 年 10 月現在、児童の通学路は、すずかけ通り西交差点の横断歩道を東から西に横断後、そのまま市道高島台 288 号線及び一般国道 1 号の歩道を経てみなとみらい本町小学校に至るルートが指定されています。

ただし、本事業供用開始以降は、すずかけ通り西交差点の横断歩道を東から西に横断後、市道栄本町線 7188 号線の歩道を北に向かい、みなとみらい線新高島駅地上部（キング軸）を利用してみなとみらい本町小学校に至るルートに変更予定と伺っております。





この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。（横浜市地形図複製承認番号 平30建都計第9101号）

4. 関連車両の主な走行ルートについて

指摘、質問事項の主旨

関連車両の主な走行ルートについて、以下の点について確認したい。

- ①国道 1 号を南下して来場してくる関連車両の退場するルートを確認したい。
- ②大規模な施設であるため、遠方から首都高速を利用して来店する車が増加すると考えられる。
ランプからの走行想定ルートを示してほしい。

計画段階事業者の見解

について

事業者として考える関連車両（＝施設利用車両）の主な走行ルートを加筆しました。

国道 1 号方面への退場ルートは、補足図 4-1 に示すとおり、最短ルートとして、市道高島台 241 号線、一般国道 1 号、市道高島台 288 号線、市道栄本町線 7188 号線を経て、ポートサイド中央交差点及び金港町交差点を経由して国道 1 号に至るルートを想定しています。

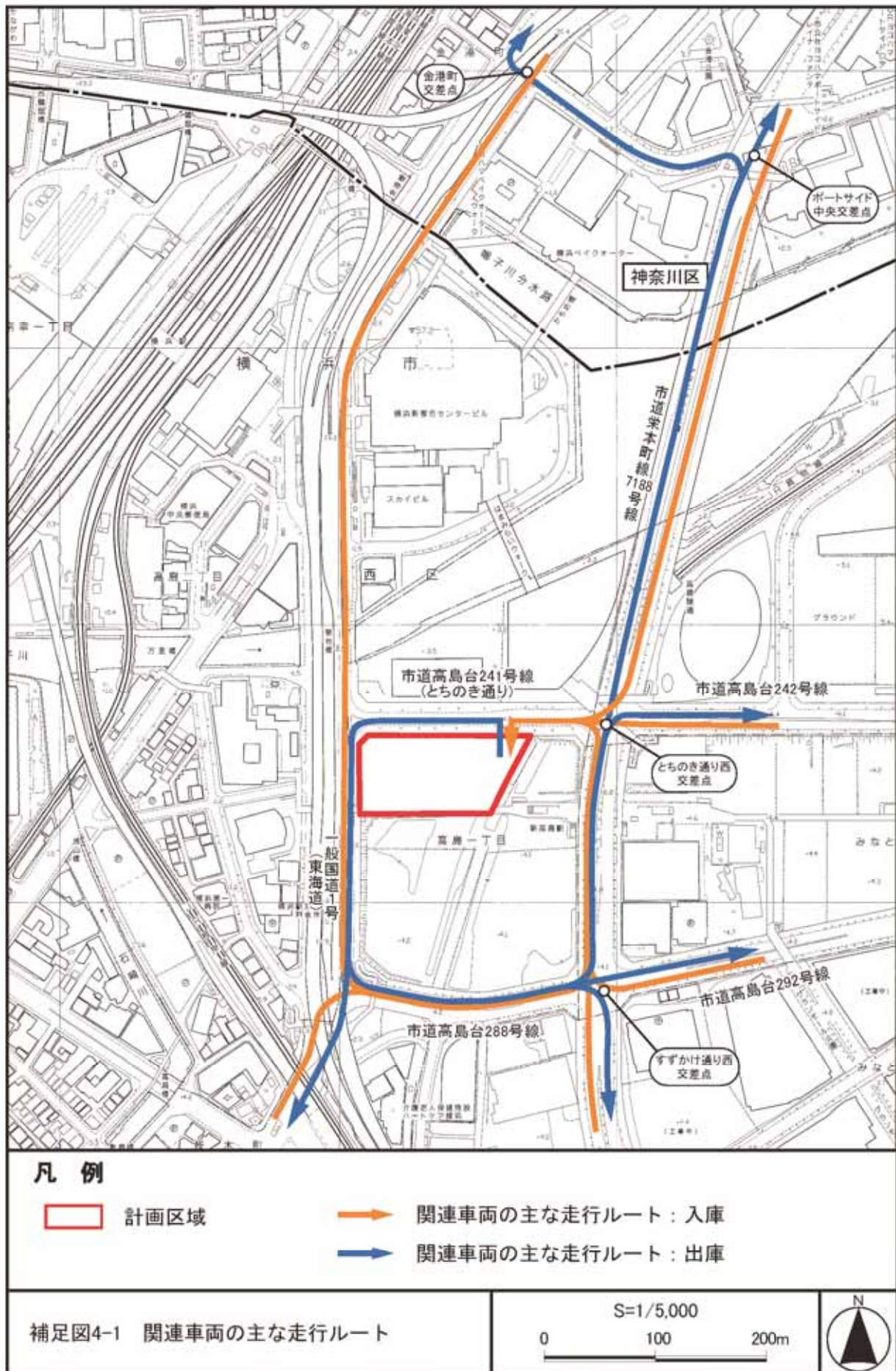
事業者としては、施設利用者に対し、今後整備する施設ホームページやパンフレット等で安全運転を呼びかけていきます。

について

関連車両が高速道路を利用する場合、最寄りの出入り口は、補足図 4-2 に示すとおり、高速神奈川 1 号横羽線の「みなとみらい」が想定されます。

その場合、来店車両は、みなとみらい出口から市道栄本町線 7188 号線を北に向かい、とちのき通り西交差点を左折して計画建築物北側の入庫ゲートに至るルートが想定されます。

帰宅車両は、計画区域西側の国道 1 号を南下し、高島歩道橋の交差点を左折、すずかけ通り西交差点を右折してみなとみらい入口に至るルートが想定されます。



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。（横浜市地形図複製承認番号 平30建都計第9101号）

